

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（紙製品）（以下「物資」という。）の調達に關し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) トイレットペーパー

(2) ティッシュペーパー

(3) ウェットティッシュ

(4) その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資以外の物資についても、乙は、関係者（紙産業関連企業）を通じた調達に積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲から第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲又は甲の指定する者が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における適

正な卸価格によるものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、必要に応じて、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

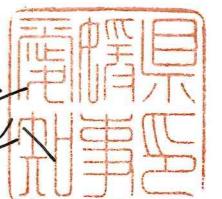
平成30年2月7日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

中村特産
印



四国中央市川之江町4084番1

乙 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会

会長

飯野
印

